

市 会 議 案

平成28年11月定例会(平成28年11月18日提出)

名 古 屋 市

目 次

平成28年第134号議案	名古屋市国民健康保険条例の一部改正について……………	1頁
平成28年第135号議案	名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について……………	5頁
平成28年第136号議案	名古屋市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部 改正について……………	7頁
平成28年第137号議案	名古屋市都市公園条例の一部改正について……………	15頁
平成28年第138号議案	名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について……………	21頁
平成28年第142号議案	契約の締結について……………	23頁
平成28年第143号議案	契約の締結について……………	25頁
平成28年第144号議案	契約の締結について……………	27頁
平成28年第145号議案	負担付きの寄附の受納について……………	29頁
平成28年第146号議案	指定管理者の指定について……………	31頁
平成28年第147号議案	指定管理者の指定について……………	33頁
平成28年第148号議案	指定管理者の指定について……………	35頁
平成28年第149号議案	指定管理者の指定について……………	37頁
平成28年第150号議案	指定管理者の指定について……………	39頁
平成28年第151号議案	指定管理者の指定について……………	41頁
平成28年第152号議案	指定管理者の指定について……………	43頁
平成28年第153号議案	指定管理者の指定について……………	45頁
平成28年第154号議案	指定管理者の指定について……………	47頁
平成28年第155号議案	指定管理者の指定について……………	49頁
平成28年第156号議案	当せん金付証票の発売について……………	51頁

平成28年第 134 号議案

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

附則第28条第 1項第 2号中「寡婦又は」を「寡婦（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と、「扶養親族」とあるのを「扶養親族（20歳未満の者に限る。））」と、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族（20歳未満の者に限る。））」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。）、」に改め、「寡夫」の次に「（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様

の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族(20歳未満の者に限る。)」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。)又は児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項各号中「児童」とあるのを「20歳未満の者」と読み替えた場合に、同項第3号に定める養育者たる要件に該当する女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(20歳未満の者に限る。)を有するもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、保険料の算定方法を改める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市国民健康保険条例 (抜すい)

附 則

(扶養家族を有する被保険者等に係る所得割額の減額)

第28条 第13条第1項及び第2項の所得割額は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当分の間、当該被保険者につき、当該各号に掲げる額に附則第7条に規定する保険料率を乗じた額を減額して算定するものとする。

(1) (略)

(2) 地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者、同項第11号に規定する寡婦^{(同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と、「扶養親族」とあるのを「扶養親族(20歳未満の者に限る。))」^{又は}と、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族(20歳未満の者に限る。))」^{又は}と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。)、~~同項第12号に規定する寡夫(同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子で~~}

あって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と、「その者と生計を一にする親族」とあるのを「その者と生計を一にする親族（20歳未満の者に限る。）」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）又は児童扶養手当法（昭和36年法律第 238号）第 4条第 1項各号中「児童」とあるのを「20歳未満の者」と読み替えた場合に、同項第 3号に定める養育者たる要件に該当する女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、地方税法第 292条第 1項第 8号に規定する扶養親族（20歳未満の者に限る。）を有するものである場合 92万円

2 }
3 } (略)

平成28年第 135 号議案

名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中

「

乳児院及び児童養護施設	名古屋市若葉寮	愛知県尾張旭市平子町北59番地 17
-------------	---------	-----------------------

を

「

乳児院及び児童養護施設	名古屋市ひばり荘	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の4
-------------	----------	-------------------------

に、

」

”	名古屋市とだがわこども ランド	名古屋市港区春田野一丁目3616 番地	を
児童養護 施設	名古屋市ひばり荘	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の4	

”	名古屋市とだがわこども ランド	名古屋市港区春田野一丁目3616 番地	に
---	--------------------	------------------------	---

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市若葉寮及び名古屋市ひばり荘を統合する必要があるによる。

平成28年第 136 号議案

名古屋市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正について

名古屋市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市農業委員会の委員の定数等に関する条例（昭和61年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

第1条中「。以下「法」という。）第7条第1項、第10条の2第2項及び第3項並びに第19条第6項」を「）第8条第2項及び第18条第2項」に、「（以下「委員会」という。）の選挙による委員の定数、選挙区、各選挙区において選挙すべき委員の定数及び部会を構成する委員」を「の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」に改める。

第2条の見出し中「選挙による」を削り、同条中「委員会の選挙による」を削り、「30人」を「16人」に改める。

第3条を次のように改める。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、13人とする。

第4条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年9月19日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日の翌日）から施行する。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

2	農業委員会		
	会長	月額 45,000円	特別職員
	会長職務代理及び部会長	月額 40,500円	特別職員
	委員	月額 36,000円	特別職員

を

「

2	農業委員会		
	会長	月額 58,000円	特別職員
	会長職務代理	月額 53,500円	特別職員
	委員	月額 49,000円	特別職員
2の2	農地利用最適化推進委員	月額 49,000円	特別職員

に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に
名古屋市農業委員会の委員の定数等に関する条例
に関する条例 (抜すい)

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号) 第8条第2項及び第18条第2項 「法」という。) 第7条第1項、第10条の2第2項及び第3項並びに第19条第6項の規定に基づき、名古屋市農業委員会 の委員及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。) の選挙による委員の定数、選挙区、各選挙区において選挙すべき委員の定数及び部会を構成する委員の定数を定めるものとする。

(選挙による委員の定数)

第2条 委員会の選挙による委員の定数は、 $\frac{16}{30}$ 人とする。

(推進委員の定数)
(選挙区及び選出委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、13人とする。
委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数は、次のとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	定数
第1区	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区の区域	8人
第2区	東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区の区域	7人
第3区	熱田区及び中川区の区域	7人

第 4 区	港区の区域	8 人
-------	-------	-----

(部会の委員の定数)

第 4 条 委員会の農地部会及び法第19条第 3 項の部会を構成する委員の定数は、
次のとおりとする。

区 分	選挙による委員が 互選した者	法第12条第 1 号の 委員が互選した者	法第12条第 2 号の 委員が互選した者
農 地 部 会	15人	3 人	2 人
法 第 19 条 第 3 項の部会	15人	3 人	2 人

(参考 2)

参 照 条 文

1 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）抜すい

(委員の任命)

第8条 (略)

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 }
5 } (略)
7 }

第18条 (略)

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 }
5 } (略)
5 }

2 農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）抜すい

(農業委員会の委員の定数の基準)

第5条 法第8条第2項の政令で定める定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区 分		委員の定数の上限
1	(1) 10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農	14人
	推進委員を委嘱する農業委員会	

<p>地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数（3の項において「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会</p> <p>(2) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会</p>	(略)	(略)
(略)		

(農業委員会の推進委員の定数の基準)

第8条 法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）以下であることとする。

附 則

(農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法第2条の規定による改正前の農業委員会等に関する法律第12条の規定により選任された委員（この政令の公布の際現に在任するものに限る。以下「在任選任委員」という。）の数が7人を超えている農業委員会（以下「超過農業委員会」という。）についての新法第8条第2項の政令で定める定数の基準は、超過農業委員会の委員の定数の設定の状況及び任期満了の時期を勘案して農林水産省令で定める日までの間、この政令による改正後の農業委員会等に関する法律施行令第5条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数に、在任選任委員の数から7を減じて得た数を加えて得た数以下であることとする。

平成28年第 137 号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「有料公園施設」の次に「（鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。）」を加える。

第13条の3第1項中「テニスコート（東山公園のテニスコートに限る。）」を「鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコート」に、「当該」を「これらの」に改める。

第18条の3第1項ただし書中「ただし、」の次に「鶴舞公園多目的グラウンド及び」を加え、「当該施設の構造等にかんがみ」を「これらの施設の設置の状況等に鑑み」に改める。

別表第1 1 有料公園施設の表中

「

鶴舞公園	陸上競技場
------	-------

を

「

鶴舞公園	多目的グラウンド
------	----------

に改める。」

別表第2中

「

陸上競技場			
鶴舞公園陸上競技場	5,900円	4,600円	4,700円
その他の公園の陸上競技場	4,600円	3,000円	

」

を

「

陸上競技場	4,600円	3,000円	
-------	--------	--------	--

」

に改める。

別表第2の2中

「

有料公園施設の名称	利用料金の基準額
-----------	----------

」

を

「

有料公園施設の名称	利用料金の基準額	
鶴舞公園多目的グラウンド(1面)	1時間	8,000円

」

に改め、同表備考第2号中「東山公園テニスコート」を「鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコート」に改める。

別表第3中

「
瑞穂公園の公園施設（市長の定めるものを除く。）
」

を

「
瑞穂公園の公園施設（市長の定めるものを除く。）
鶴舞公園多目的グラウンド
」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第3項の規定は規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び新条例第18条の3の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく許可の申請その他この条例の規定により新たに設置される施設を利用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（理 由）

この案を提出したのは、鶴舞公園陸上競技場を廃止するとともに、鶴舞公園多目的グラウンドを設置する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市都市公園条例 (抜すい)

(使用料)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項、第4条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設(鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。)を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

2 }
3 } (略)
4 }

(利用料金)

第13条の3 有料公園施設のうち鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコート(東山公園のテニスコートに限る。)を利用しようとする者(以下この条において「利用者」という。)は、第18条の2の規定によりこれらの施設の管理を行わせる指定管理者にその利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 }
3 } (略)
4 }

(指定管理者の指定の手続)

第18条の3 市長は、別表第3施設の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、鶴

舞公園多目的グラウンド及び久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）にあっては、これらの施設の設置の状況等に鑑み、当該施設の構造等にかんがみ、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

2 }
5 } (略)
4 }

別表第2の2 利用料金

(略)

備考

1 (略)

2 鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートに係る夜間照明のための電気料金については、指定管理者が市長の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。

3 (略)

平成28年第 138 号議案

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市牧野コミュニティセンター	名古屋市中村区太閤三丁目7番57号
------------------	-------------------

を

名古屋市牧野コミュニティセンター	名古屋市中村区太閤三丁目7番57号
名古屋市六反コミュニティセンター	名古屋市中村区名駅南四丁目4番7号

に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、中村区にコミュニティセンターを設置する必要があるによる。

平成28年第 142 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 戸田公営住宅新築工事の請負（1次）
- 2 施行場所 名古屋市中川区戸田明正三丁目地内
- 3 契約の内容 耐火構造10階建1棟・その他
80戸
延面積 5,640.74平方メートル
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 1,101,600,000円
- 6 契約の相手方 伊藤工・八神特別共同企業体
代表者 名古屋市中川区小碓通2丁目25番地
株式会社伊藤工務店
取締役社長 伊藤 徳 宏
名古屋市中区東区矢田五丁目8番29号
八神建築株式会社
代表取締役 八 神 威 雄
- 7 完成予定期日 平成30年10月31日

（理 由）

この案を提出したのは、戸田公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

平成28年第 143 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 契約の目的 戸田公営住宅新築工事の請負（2次）
- 2 施行場所 名古屋市中川区戸田明正三丁目地内
- 3 契約の内容 耐火構造10階建1棟・その他
70戸
延面積 5,025.89平方メートル
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 契約金額 959,040,000円
- 6 契約の相手方 日東・水野工特別共同企業体
代表者 名古屋市中区伊勢山二丁目11番33号
株式会社日東建設
代表取締役 柏木博喜
名古屋市南区寺部通4丁目23番地
株式会社水野工務店
代表取締役 水野恒平
- 7 完成予定期日 平成30年10月31日

（理由）

この案を提出したのは、戸田公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

平成28年第 144 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 公会堂改修工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市昭和区鶴舞一丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 内外装改修工事 1 式 |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 2,069,280,000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 鴻池・杉本・水野特別共同企業体
代表者 名古屋市中区錦二丁目19番1号
株式会社鴻池組名古屋支店
常務執行役員支店長 古 川 浩
名古屋市中区正木四丁目10番15号
株式会社杉本組
代表取締役 杉 本 高 男
名古屋市中区千種区徳川山町1丁目12番30号
水野建設株式会社
代表取締役 野 澤 均 |
| 7 | 完成予定期日 | 平成31年2月28日 |

(理 由)

この案を提出したのは、公会堂の改修工事を施行する必要があるによる。

負担付きの寄附の受納について

下記のとおり、負担付きの寄附を受けるものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 寄附の目的 鶴舞公園多目的グラウンドを設置するため
- 2 寄附の内容 (1) 多目的グラウンド 2 面
(2) 管理棟 1 棟
(3) 夜間照明設備 1 式
- 3 寄附者 名古屋市瑞穂区洲山町 2 丁目21番地
公益財団法人愛知県サッカー協会
会長 鈴木 登
- 4 寄附の条件 (1) 鶴舞公園多目的グラウンドを有料公園施設として設置
すること。
(2) 寄附者を鶴舞公園多目的グラウンドの指定管理者とし
て20年間継続して指定すること。
(3) 鶴舞公園多目的グラウンドの利用に係る料金を指定管
理者の収入として収受させること。

(理 由)

この案を提出したのは、鶴舞公園多目的グラウンドを設置するため、負担付
きの寄附を受ける必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
い。

(1) }
↳ } (略)
(8) }

(9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。

(10) }
↳ } (略)
(15) }

(第2項 略)

平成28年第 146 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市総合社会福祉 会館	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 会長 河 内 尚 明

2 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 147 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市高齢者就業支援センター	名古屋市昭和区御器所通 3丁目12番地の 1 公益社団法人名古屋市シルバー人材センター 理事長 若 杉 賢 二

2 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 148 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市障害者スポーツセンター	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1番地の 2 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 理事長 松 井 宣 夫

2 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 149 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市熱田荘	名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号 社会福祉法人芳龍福祉会 理事長 坂 本 巧

2 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 150 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市青少年交流プ ラザ	名古屋市南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16 名古屋ユースクエア共同事業体 代表者 西 村 幸 久

2 指定の期間 平成29年 4月 1日から平成33年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 151 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中村図書館	愛知県豊田市錦町1丁目95番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原幹也
名古屋市富田図書館	愛知県豊田市錦町1丁目95番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅原幹也
名古屋市志段味図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRCグループ 代表者 石井 昭
名古屋市緑図書館	東京都中野区弥生町二丁目8番15号 株式会社ヴィアックス 代表取締役会長 小川巧次
名古屋市徳重図書館	東京都中野区弥生町二丁目8番15号 株式会社ヴィアックス 代表取締役会長 小川巧次

2 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第152号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市杉村コミュニティセンター	名古屋市北区東長田町1丁目16番地の4 杉村学区連絡協議会 会長 牧野恒男

2 指定の期間 施設の供用開始日から平成30年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 153 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市文化のみち榎木館	名古屋市北区楠味鋤五丁目2125番地 特定非営利活動法人榎木倶楽部 理事長 伊 藤 喜 雄

2 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 154 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市揚輝荘	名古屋市千種区法王町2丁目5番地の1 特定非営利活動法人揚輝荘の会 理事長 鈴木 賢一

2 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 155 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市港防災センター	東京都港区港南一丁目2番70号 丹青社・コニックス共同事業体 代表者 青田 嘉光

2 指定の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成28年第 156 号議案

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）により、平成29年度において当せん金付証券を下記のとおり発売するものとする。

平成28年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 発 売 総 額 330 億円以内

（理 由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証券を発売する必要があるによる。



